

2019 遊漁案内

遊漁証の申込みについて

遊漁を希望される方は、漁場に入る前に次の手続きにより申し込んで遊漁承認証（遊漁証）の交付を受けて下さい。

●年間遊漁証

遊漁証の年釣券は、組合事務所のみで発行します。顔写真一枚（免許証用）を添えて直接組合事務所へ申し込み下さい。
尚、郵送で申し込む場合は住所・氏名・年齢を明記のうえ写真・遊漁料を同封して現金書留で申し込んで下さい。返送する際に簡易書留をご希望の方は料金はお客様負担となります。

●日釣遊漁証

組合事務所、遊漁証取扱所いずれでも受けられます。

●遊漁料（税込）

魚類	漁具・漁法	遊漁料		現場加算額
		日釣	年釣	
あゆ	手釣、竿釣	2,100	10,500	2,000
雑魚	手釣、竿釣	1,000	6,300	1,000
全魚種	手釣、竿釣	—	16,800	—

◎注意事項

- 年釣券の有効期間は、交付を受けてから同年12月31日までです。
- 遊漁証を万一紛失された場合は、1,000円の再交付料が必要となりますので、格別のご注意をお願いします。
- 遊漁証は本人以外の方が使用することはできません。
- 遊漁証は常に携帯し、監視員の指示があれば速やかに提示して下さい。
- 不携帯の方は其の日の日券を購入しなければなりません。
- 遊漁証は帽子、衣服など見易いところにつけて下さい。

◆遊漁規制等法規抜粋

- 県の漁業調整規則違反については取締当局へ告発することができる。
- 違反に使用した漁具漁獲物は没収することもある。
- 軽微の違反行為には違約金、過怠金の徴収を始末書又は誓約書に替える事が出来るものとする。
- 遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

●禁止期間

水産動物	禁止期間
あまご・いわな・しらめ魚	10月1日～翌年1月31日迄 ※但し、能郷堰堤及び上大須折越林道入口越田土橋以北より上流は、10月1日～4月14日まで禁漁
鮎 魚	組合が定めて公表する解禁日以前

●全長の制限（制限以下の水産動物を採捕した場合は速やかに放流して下さい）

水産動物	全長制限
ふな	体長 6cm以下
うぐい	体長 10cm以下
いわな・あまご(しらめ)・やまめ	体長 15cm以下
鯉	体長 20cm以下
うなぎ	体長 30cm以下

●漁具・漁法の制限

遊漁者は竿類以外の漁法で水産動物を採捕することは出来ません。

●漁具・漁法の禁止事項

- ①水中に電流を通じてする漁法
- ②水中銃（ヤスにゴムをつけたものを含む）
- ③アクアラングで空気使用の場合
- ④毒物（薬品・毒草）の使用
- ⑤いかりかけ・もり・ひし・やす 1月1日～8月15日迄禁止
- ⑥ドンコ・ピンカの卵の採捕は禁止

●竿での漁法の制限

- ①蚊釣の針数の制限 3本までとする（蚊釣以外の針は、ガリとみなす）
- ②友釣の仕掛けの段数の制限 2段迄とする
- ③鮎のエ釣、箆釣 5月11日～8月15日迄禁止
- ④ガリ（ドボンコ）漁法 金原ダムより上流 8月31日迄禁止
金原ダムより下流 9月30日迄禁止
- ⑤ガリ漁法でのワイヤ製糸の使用禁止
- ⑥竿の使用は1人1本と限定する。
（友釣、雑釣にかかわらず、本人以外の場所取りは禁止する。）
- ⑦鮎釣でのリールの使用（使用可能区域あり）



根尾川筋漁業協同組合

岐阜県本巣市山口897番地
TEL (0581) 34-2251 (事務所)
FAX (0581) 34-2021 (事務所)
www.neogawa.org

今年度からスタート

は今年度より変更(許可の日から)

鮎ルアー（リール）使用可能区域

区 域	期 限
⑦東谷川クルミ橋上流端から上流大須トンネル出口まで	組合が定めて公表する期間
⑧西谷川共栄橋上流端から能郷堰堤下流端まで	組合が定めて公表する期間

ルアー&フライ専用区

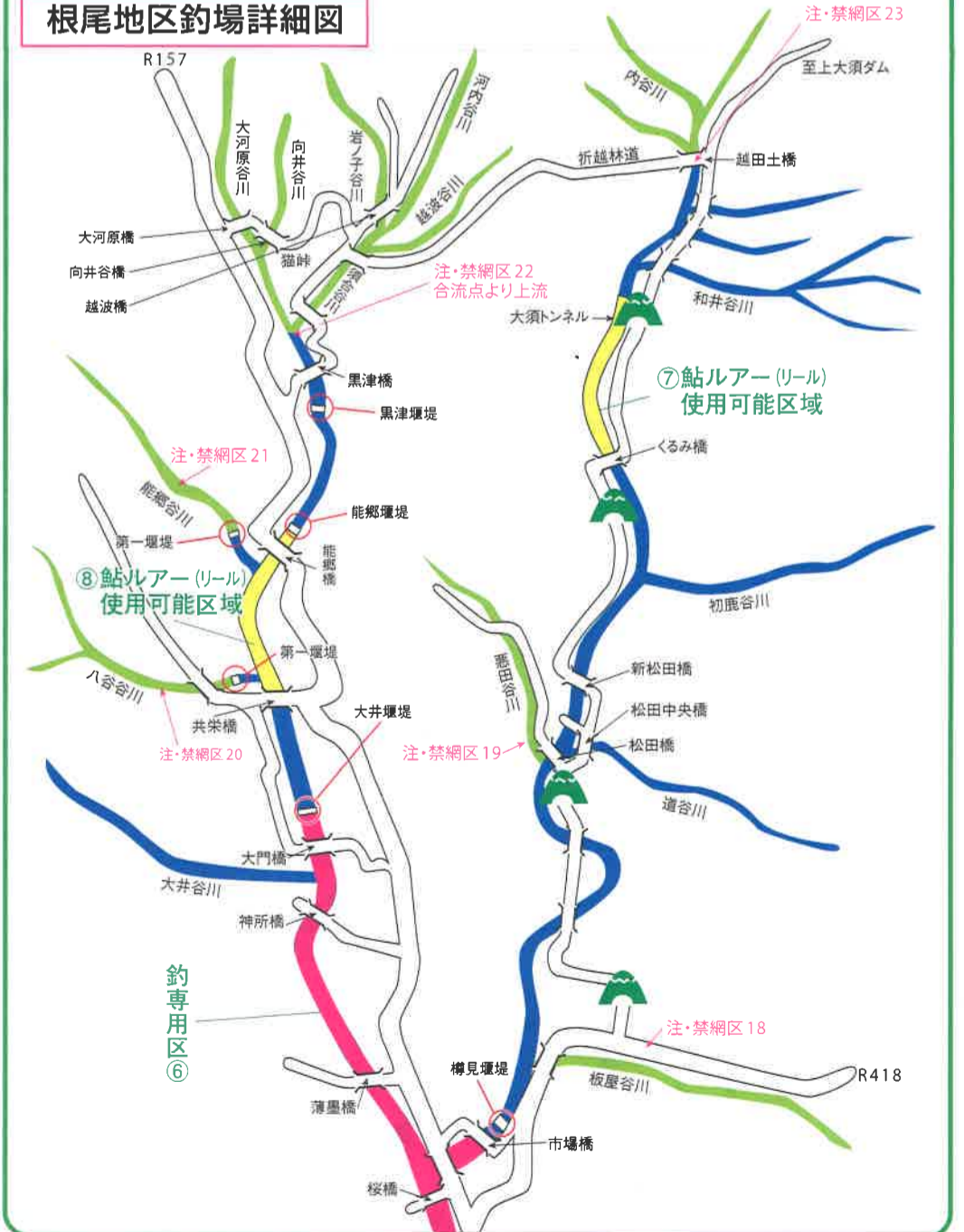
区 域	期 限
①藪川橋上流端から上流高屋西堰堤まで	4月30日まで

(但し、4/1～各堰堤禁漁区に注意)

釣専用区（竿釣）

区 域	期 限
②大野橋上流端から上流山口用水堰堤下流端から下流270mまで	5月11日～ 6月第2土曜まで
③山口妙連水量計上流端から赤石堰堤下流端まで	10月15日まで
④管瀬川合流点から上流木知原鉄橋下流端まで	10月15日まで
⑤神坂ポンプ小屋から上流岐礼ポンプ小屋(送電線禁漁区除く)まで	9月20日まで
⑥桜橋下流端から上流西谷川大井堰堤までと東谷川市場橋下流端まで	9月20日まで

根尾地区釣場詳細図



◆お願い

最近、友釣の仕掛け針及び、ガリ釣針の放置並びに竿振りに依る人身事故多発の恐れがあり、使用に際しては充分注意して下さい。又、万一事故が発生しても当組合は一切責任を負いませんのでご注意下さい。自分以外の方にも安全に気を付けて、楽しい釣りを心がけましょう。

岐礼特別禁漁区（左図11）は危険ですので必ず守って下さい。

◆ 禁漁区・保護区・禁網区

（下記の区域及び期間は、全ての水生動植物の採捕を禁ずる。）

● 禁漁区

■ は今年度より変更

区域	期間
1 根尾川の下座倉堰堤下流端から上流50mまでの区域	4月1日～5月31日迄
2 根尾川の下磯東堰堤下流端から上・下流50mまでの区域	4月1日～5月31日迄
3 根尾川の海老堰堤下流端から上・下流50mまでの区域	4月1日～5月31日迄
4 根尾川の藪川橋堰堤下流端から上・下流50mまでの区域	4月1日～5月31日迄
5 根尾川の数屋西堰堤下流端から上・下流50mまでの区域	4月1日～5月31日迄
6 根尾川の高屋西堰堤下流端から上・下流50mまでの区域	4月1日～5月31日迄
◎7 山口用水堰堤上流端90m、下流端下流270mの間	4月1日～6月30日迄
8 根尾川の赤石堰堤上流端から上・下流50mまでの区域	4月1日～6月15日迄
9 根尾川の神海堰堤上流端から上・下流50mまでの区域	4月1日～6月15日迄
◎10 根尾川の金原発電所堰堤上流110m・下流600mまでの区域	4月1日～9月30日迄
11 根尾川の右岸、揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼と、本県市神海を結ぶ中部電力高圧線の上流100m・下流50mの区域	1月1日～12月31日迄
12 明谷川の湯ノ子公園から下流新井水湖までの区域	1月1日～12月31日迄
13 瑞穂市大月字藤森25の1地先から下流鷺田橋迄の間	9月1日～10月31日迄

● 保護区（ウグイ）

区域	期間
14 根尾川黒津橋より越波谷と大河原谷の合流点の間	4月1日～5月31日迄
15 根尾川タカの巣禁漁区標識より上・下流100mの区域	4月1日～5月31日迄

● 禁網区

区域	期間
16 三水川の三水橋から下流稲荷橋までの区域	12月1日～5月31日迄
17 瑞穂市大月藤森25-1地先から同市中宮江東379-1地先までの区域	9月15日～10月31日
18 板屋谷川（東谷川の合流点から上流全域）	1月1日～12月31日迄
19 悪田谷（東谷川の合流点から上流全域）	1月1日～12月31日迄
20 八谷谷の第一堰堤上流端より上流全域	1月1日～12月31日迄
21 能郷谷の第一堰堤上流端より上流全域	1月1日～12月31日迄
22 西谷川と須合谷との合流点から上流全域	1月1日～12月31日迄
23 東谷川の越田土橋上流端より上流全域	1月1日～12月31日迄
糸貫川のモレラ入り口都築橋から下流新糸貫橋まで	1月1日～12月31日迄
犀川の本県市下真桑1415-1地先から本県市民文化ホール西のひ門まで760mの区域	1月1日～12月31日迄

◆ あゆ魚の解禁について（禁漁区・保護区・禁網区）に注意

● 友釣

区域	期日	時間
根尾川下座倉橋下流端から下流下座倉堰堤まで（組合員に限る）	6月 1日	午前零時
揖斐川樽見鉄道から上流山口用水堰堤下流端から下流270mまで <small>※但し、揖斐川樽見鉄道から根尾川大橋までは組合員に限る</small>	5月 11日	午前零時
根尾川の山口用水堰堤上流90mから下流端下流270mまで	7月 1日	午前零時
根尾川山口用水堰堤90m上流から能郷堰堤まで（須測堰堤）	6月 第2土曜	午前零時
根 尾 川 の 黒 津 地 区	アユの放流なし	

● 蚊釣

区域	期日	時間
根尾川大橋から上流山口用水堰堤下流端から下流270mまで	5月 11日	午前零時
根尾川山口用水堰堤下流270mから上流黒津地区まで	7月 1日	午前零時

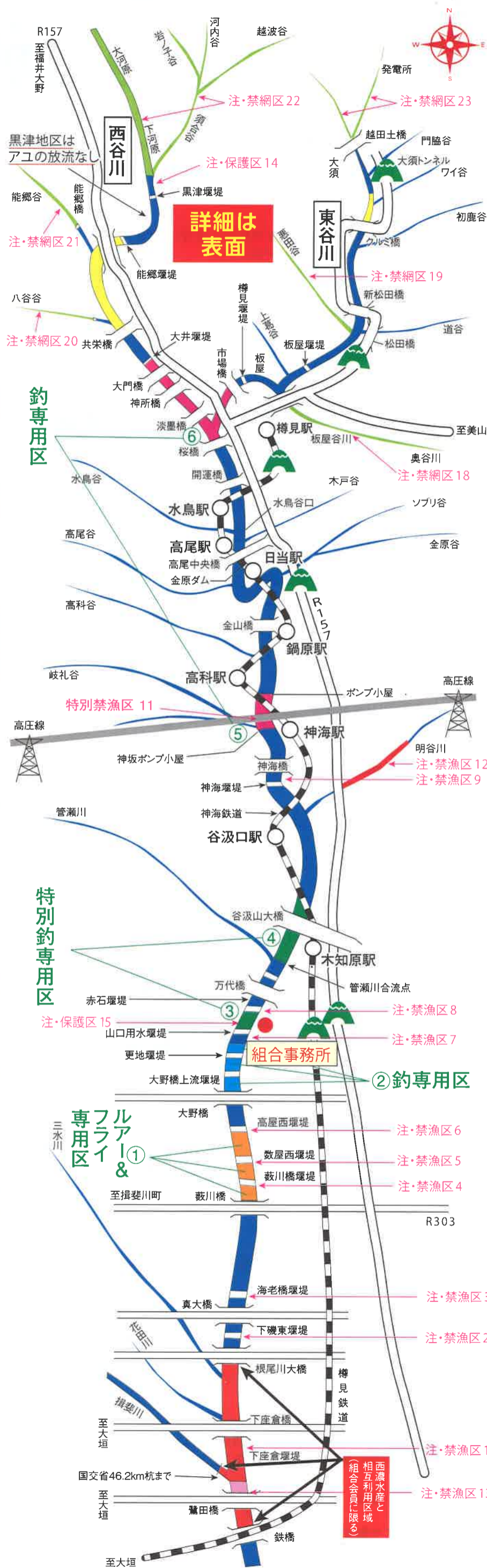
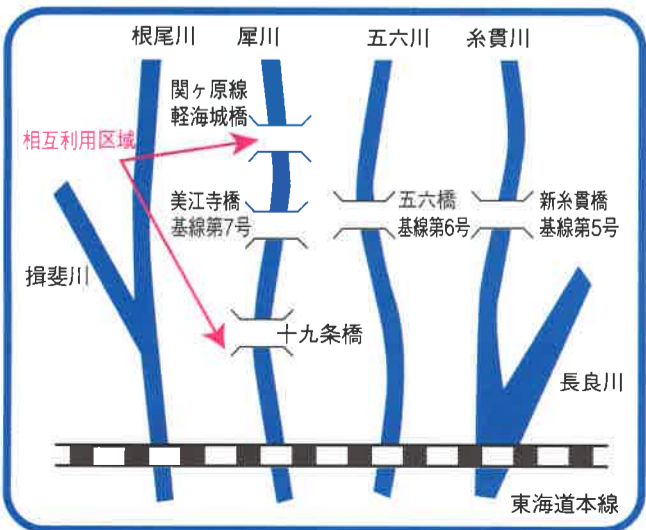
● ガリ

区域	期日	時間
根 尾 川 大 橋 から 上 流 金 原 ダ ム ま で	10月 1日	午前零時
金 原 ダ ム よ り 上 流 に つ い て は	9月 1日	午前零時
根尾川大橋から下流揖斐川樽見鉄道まで（組合員に限る）	9月 1日	午前零時

◆ あまご・しらめ魚の解禁について

区域	期日
根尾川の下座倉堰堤から上流能郷堰堤及び越田土橋まで	2月1日～9月30日まで
根尾川の能郷堰堤及び大須折越林道入口越田土橋から上流	4月15日～9月30日まで

（相互利用区域・長良川水系漁場）



釣専用区

特別釣専用区

専用フライ&ルアー

②釣専用区

西濃水産と相互利用区域（組合員に限る）